

第 12 章 北朝鮮の核問題と中国の制裁対応

堀田 幸裕

はじめに

中華人民共和国（中国）と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は一般に「特殊関係」にあると言われてきた。これは、国家樹立の歴史的起源を彼らの主張するところの抗日戦争による勝利という立場で同じくすること。そして朝鮮戦争を通じて「国を守るため」米国に抗して共に戦ったという記憶が、中国にとり地政学的に朝鮮半島を藩屏だとする認識を強固なものにしたこととも関係していよう。

現実には、中朝関係は順風満帆だったわけではない。朝鮮戦争直後には北朝鮮の権力闘争に中ソが介入する事件（1956年、8月宗派事件）が発生している。金日成はこれを機に、国内の中国派人脈を党内から一掃した。その後は中ソ紛争や中国の文化大革命による混乱の影響を受けたりもしたが、北朝鮮は静かにバランス外交を保った。

しかし 80 年代になると、韓国はソウルでのオリンピック開催を実現する。これに対して北朝鮮による強い不参加要請にもかかわらず、ソ連と中国、またアフリカなどの北朝鮮友好国の大半もオリンピック参加を表明した。韓国の経済発展と国際的地位向上により、南北間の格差が明白となった瞬間であった。北朝鮮がこうした現実を目の当たりにした翌年、ベルリンの壁が崩壊し、社会主義陣営は消滅する。また世界情勢の変化の中で、中ソは韓国との国交を樹立した。これにより中国は北朝鮮を朝鮮半島で唯一の代表政権として接することはなくなったのだが、実質的な同盟条約である中朝友好協力相互援助条約（1962年締結）は中韓国交樹立後も継続されている。

中韓国交正常化により、中朝関係はやや冷めたものとなる。そんなタイミングで起きたのが、第 1 次北朝鮮核危機である。1994 年に米朝枠組み合意が成立するも、2002 年にウラン濃縮疑惑が持ち上がり、北朝鮮は再度 NPT 脱退を宣言。ここで中国も関与するマルチの枠組みとして米朝中の三者協議がもたれ、これに韓国、日本、ロシアという地域の関係国を加えた六者協議へと発展した。

2005 年 2 月には北朝鮮外務省が「自衛のための核兵器を作った」として、「わが方の核兵器はどこまでも自衛的核抑止力として存在する」と、事実上の核保有宣言を行う。これに対して 9 月には六者協議の共同声明が採択され、「検証可能な方法で朝鮮半島の非核化を平和的に実現すること」、北朝鮮の「すべての核兵器と現存の核計画を放棄し、遠くない時期に NPT に復帰し、IAEA の保障措置協定を履行すること」、米国が「核兵器または通常兵器で北朝鮮を攻撃したり侵攻したりする意思がないこと」などが盛り込まれた。だが直後に、米国財務省がバンコ・デルタ・アジアに対し、北朝鮮のマネーロンダリングに深く関わったと認定したことでマカオ当局が北朝鮮関連の口座を凍結。これが北朝鮮の強い反発を招き、核問題に関する協議もストップしてしまう。

そして北朝鮮は 2006 年 10 月に最初の核実験を実施。国連安保理は北朝鮮に対する安保理決議 1718 を全会一致で採択した。以降、繰り返される北朝鮮の核実験とミサイル発射に対して安保理決議による制裁が強化されて今日に至っている。

北朝鮮の核問題と中国の貢献

中国は北朝鮮とは非常に密接な関係にある隣国同士であり、また現在では世界でも数少なくなった同じ社会主義体制をとる友邦国としての関係も維持されてはいる。

社会主義国同士の党的関係を象徴する代表的なケースとして、両国の党大会後に状況報告を行っている。2016年の第7回朝鮮労働党大会の後には李洙暎・朝鮮労働党中央委員会副委員長が訪中し、習近平総書記と会見して党大会の結果を通報した。また2017年の中国共産党第19回全国大会の後には、宋濤・中共中央対外連絡部長が習近平総書記の特使として北朝鮮を訪問している。このように事実上政権交代のない執政党同士の緊密な連絡は、他の諸国とは異なる次元の外交として2国間で機能しているのだろう。

だが一方で、国際的な議題である北朝鮮の核問題をめぐる交渉に中国が直接的に関わるようになったのは第2次核危機以降である。また中国が議長国を務める六者協議は2008年以降、会合が再開されないままだ。中国と北朝鮮がその他の国々と比較して特殊な関係性を築いているのは確かであるが、それが北朝鮮の非核化をめぐってどれだけ機能したのかと言うと、具体的な成果として残念ながらそれは実証できないのである。

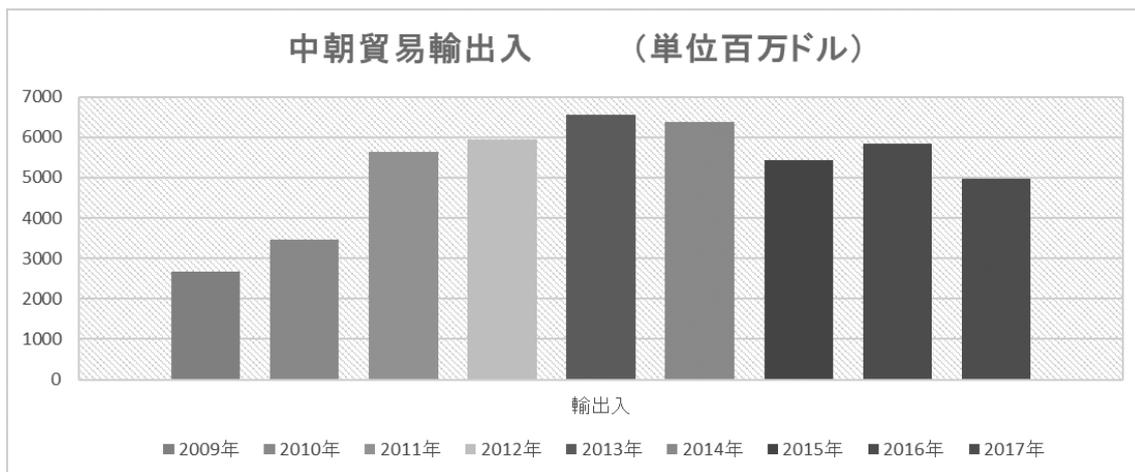
中国自身がその限界を自ら認めるような発言が、2013年2月に北朝鮮が3回目の核実験を実施した直後に出ている。人民解放軍の退役少将である尹卓は鳳凰網と羊城晩報と行ったインタビューの中で、日米・米韓関係のように中国は北朝鮮に軍隊を駐留させていないこと、また朝鮮人民軍の指揮権を持っているわけでもない（韓国では戦時作戦統制権を米軍が握る）ことを挙げ、中朝は軍事同盟関係ではないと答えている。そして、今日の核問題の主要な責任は中国ではなく米国にあるとして、「中国と朝鮮が近いため、中国が座視して口出しをしないわけにはいかないというのは、完全に偽りの命題である。現在米国は極力中国を主要な当事者にしようとしているが、これは完全に本末転倒である」と強調した¹。

中朝の経済的關係

確かに、政治的な関係性を梃子として北朝鮮の非核化に中国が積極的な貢献をするという点では、中国は目に見える成果をこれまで出せないままになっている。しかしこれは北朝鮮という国が主体性や自主性という国家的なプライドに、徹底してこだわってきたという歴史を鑑みると、仕方がないことかもしれない。ただ中国は北朝鮮との関係において、経済的影響力も強く握っている。

両国の経済関係において、数値的に明示しやすい中朝貿易を見ると、2010年以降急成長しているのがはっきりと分かる。これは国際的な制裁強化の流れの中で、北朝鮮と交易する相手がほぼ中国に限られてしまったという事情もある。2000年当時、南北交易を除いた北朝鮮の対外貿易で中国の占める割合は24.8%に過ぎなかったが、それから10年後には80%近くを占めるようになり、近年は90%に達した。

実は2000年当時の北朝鮮にとり、日本も中国と同程度の貿易相手国であったのだが、2002年の小泉訪朝で「拉致問題」が大きく関心を集めた結果、日本国内の対北朝鮮感情が硬化した。そして北朝鮮との貿易も減少の一途を辿り、2006年の第1回核実験に対する制裁措置で日朝貿易は輸出が禁止となり取引額は激減する。さらに北朝鮮が2回目の核実験を行った2009年に日本は日朝貿易を完全に停止した。中朝貿易の増加は、今世紀に入ってから中国の経済成長による部分も大きいだろうが、日本や同様に減少した米国の存在に



出典：GTA

とって代わったとも言える。中国の経済的影響力が相対的に増大したのは、核問題をめぐる制裁強化による結果だったとは皮肉である。

もっとも、目に見えない部分での中国による北朝鮮への経済的援助も考慮する必要がある。冷戦時代の中国と北朝鮮の貿易は、北朝鮮の計画経済に対する中国の物質的支援という側面が強いバスター貿易であった。だが1992年1月26日に中朝両国政府は平壤で貿易協定に調印²し、中朝貿易を従来のバスター貿易からハードカレンシー方式へと変更したのである³。これによって北朝鮮は外貨がなければ、中国から物資を調達することができなくなったのである。この前月にはソ連も消滅しているため、北朝鮮は主要な二つの支援国をほぼ同時に失う形となった。なお冷戦末期である1988年時点での北朝鮮の対外貿易(輸出入)相手国比率は、ソ連(56.6%)、中国(11.2%)、日本(11.0%)と概ね推定されているので⁴、北朝鮮が大きな危機に直面したのは疑いない。

だが中国は冷戦終結後に、決して北朝鮮を見放したというわけではない。1996年5月22日に両国間で「経済技術協力に関する協定」が調印されている⁵。その内容詳細については公開されていないが、大江志伸は当時の中朝関係筋の情報として、5年間で毎年食糧50万トン、石油120万トン、石炭150万トンを提供し、食糧・石油・石炭の半分は無償で残り半分を友好価格取引とすること。またその他の消費財の80%を友好価格取引とし、友好価格取引の代金は前払いとして北朝鮮が現金決済に応じられない場合は、物資を引き渡さないとする内容だと紹介している⁶。こうした協定は締結された事実が報じられることはあっても、その内容が説明されることはない。中国の北朝鮮に対する経済的な影響力を見る上でこうした水面下の援助についても注目しなくてはならないが、中国の統計発表は、援助も一般貿易も全てを包括した状態で公開されるので(しかもそれが本当に全てか実証もできない)、援助の比率を把握するのは困難なのである。

ただし、2000年代前半の中朝貿易において、中国から北朝鮮への全輸出額における援助の割合を中国人研究者が以下のように紹介している⁷。これを見ると2001年は1割以上を占めるなど年によっての差はあるが、概ね無償援助の比率は高くないことも分かる。一般貿易等に含まれていると見られる友好価格取引品目対象の詳細は分からないが、こちらは

外貨決済で前払いとする情報が確かなら、単純な援助とは一線を画するものだろう。

中国の対北朝鮮輸出方式一覧（全輸出額に占める比重％）

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
一般貿易	61.5%	60.6%	64.3%	68.7%	70.8%	62.8%
辺境貿易	23.7%	20.4%	21.3%	18.3%	18.0%	24.0%
加工貿易	6.1%	4.6%	4.8%	7.2%	4.4%	4.8%
保税貿易	6.6%	1.5%	4.1%	3.3%	2.6%	3.2%
無償援助	6.1%	12.1%	3.4%	1.7%	1.7%	3.5%
その他	0.4%	0.9%	2.2%	0.9%	1.8%	1.7%

出典：『当代中朝中韓関係史 下巻』より。

制裁に消極的姿勢を見せた中国

以上のように、中朝間の経済関係は純粋な経済原則によるものと合わせて、社会主義国同士で計画経済を支援するバーター貿易時代の「絆」として機能していた協定が、ポスト冷戦時代になってもまだ継続されていた。では中国は、北朝鮮による核実験後の国連安保理決議による制裁強化にどのように対応してきたのか。

北朝鮮の第1回核実験(2006年)後に採択された国連安保理決議1718では軍事物資や、「核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画に資するその他の品目、資材、機材、物品及び技術」の北朝鮮への販売と合わせて、奢侈品の北朝鮮への輸出が禁止された⁸。この時点で中国が本腰を入れて北朝鮮制裁に取り組んだのかというと疑問である。決議採択後に中国外交部報道局長の劉建超は、「われわれは、安保理の行動は国際社会の確固とした立場を表明するだけでなく、対話と交渉を通じて問題を平和的に解決するために有利な条件をつくり出すものであるべきであると主張している」として、対話と交渉に重きを置くべきだと主張し、関係国が六者協議再開に向け力を尽くすよう呼びかけている⁹。

続く第2回核実験(2009年)後に採択された国連安保理決議1874では、北朝鮮による全ての武器輸出が禁止され、核・ミサイルに関係した金融資産の移転を阻止することなどが盛り込まれた。ただこの時も国連常駐中国代表の張業遂は、「安全保障理事会の行動は朝鮮の民生ならびに発展に影響を及ぼすべきではなく、朝鮮に対する人道援助に影響を及ぼすべきではない」として、北朝鮮の通常の経済活動や人道面での援助に対しては影響が出ないようにすることを求めている¹⁰。この1874では中国の反対により、北朝鮮向け貨物の臨検について当初案の「実施を義務化する」という表現が、「実施を求める」に改められたとされる¹¹。また2009年は、1949年の中朝修交から60周年を迎える中朝友好年に当たっており、これを記念して10月には温家宝総理が北朝鮮を訪問する。この際に経済技術協力協定などが締結され、食料3万トン、重油5万トン、高品位炭8万トンを供与したとする報道もあり¹²、中国側報道も協定に基づいて硫酸アンモニウム(化学肥料)11万トンが送られたとしている¹³。丹東と新義州をつなぐ新鴨緑江大橋の建設についても、この時に合意された。

2010年5月に金正日総書記が訪中すると胡錦濤国家主席は5項目の提案を行い、その中で「双方は両国の内政や外交の重大問題、国際と地域情勢、党と国家の統治経験など共同の関心問題について随時および定期的に突っ込んだ意思疎通を行う」¹⁴とし、北朝鮮の核問題をめぐる強硬姿勢を牽制した。一方、北朝鮮は中朝国境のインフラ整備を中心に100億ドルの投資を要請して、食糧100万トンや石油80万トンの年内支援を求めたともされる¹⁵。同年8月に再訪中した金正日総書記が50万トンのコメ支援を要請したとする報道もあった¹⁶。

援助が実際に実施されたかどうかをはっきりと確認できる資料はないが、前出した公式統計を見ても2010年以降に中朝貿易が急成長しているのは間違いない。このように中国は北朝鮮への制裁を強化する国連安保理決議採択に同意し、また首脳会談で北朝鮮に自制を求めつつも、経済面では関係拡大の動きを見せている。制裁を強化した場合に、北朝鮮の政情が不安定化して体制崩壊といった事態を招けば東アジア地域をめぐりパワーバランスが変化すること、経済的締め付けを厳しくして社会が混乱すると90年代のように中朝国境で脱北者が溢れるという事態を懸念したのである。

制裁への積極的加担

このように、北朝鮮が行った1回目と2回目の核実験に対し、中国はそれまでも一貫して「朝鮮半島の非核化」という表現で、北朝鮮の核保有には反対の姿勢をとってきたにもかかわらず、これを阻止するための制裁については及び腰だった。その中で、2012年4月15日に実施された北朝鮮の軍事パレードに、大陸間弾道ミサイル「KN-08」を搭載する16輪の移動発射車両が登場し、これが中国製のWS-51200という車両だという指摘がなされた。

中国外交部の定例記者会見では、中国は一貫して大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散に断固反対しており、国連安保理の関連決議を厳格に履行するとともに、拡散防止と輸出規制のため法律法規を真剣に執行していると強弁したが¹⁷、2013年6月に公表された国連安保理の専門家パネルの報告書によると、中国の湖北省にある三江航天万山特殊車輛公司から2011年に6台が木材運搬用という名目で北朝鮮林業省の林木貿易総会社に輸出されていたことを中国側も認めている¹⁸。北朝鮮が最終使用者証明を偽って購入したという事案であったが、中国のメーカー側は本件を自社関連のウェブサイトで宣伝していたということもあり、密貿易と見るには稚拙な面もある。制裁対象国への輸出としての緊張感のなさや、それを中国政府が把握できていなかった点で、中国の抱える輸出管理の本質的問題が露呈したとも言えるかもしれない。

こうした失態も受けてか、中国の対応が変わるのは2013年の3回目の核実験以降である。この核実験では初めて中国に対する事前通報がされなかったとされる。国連安保理決議2094では貨物検査の義務化も明記された。またこの核実験後に中国が実際に取った対応として、4大国有銀行による北朝鮮向け送金業務の停止¹⁹、軍用へ転換可能な北朝鮮向け輸出禁止品リストの公開などがある²⁰。この年の10月に丹東で開かれた第2回中朝経貿文化旅遊博覧会では、制裁対象企業であるにもかかわらず朝鮮蓮河機械合営会社が無断で出展したとして、押し問答の末に企業ブースを撤収させている²¹。中国内においても北朝鮮向け制裁のガイドラインを明確にし、国際制裁と歩調を合わせる動きを示したのである。右

肩上がりで成長していた中朝貿易についても2013年をピークに微減傾向にあり、2014年からは原油輸出が統計に計上されなくなった。ただ、この原油輸出が発表されなくなったことについては、実際の供与がストップしたということではなく、その提供の形態が従前の協定で定められたような援助や友好価格取引と異なる形になったのではないかと思われるが、断定できる情報はない。

中国が制裁に対する姿勢をさらに強くしたのが、2016年1月に実施された4回目の核実験とその後の光明星4号打ち上げに対して出された、国連安保理決議2270（2016年3月2日採択）を受けてである。2270では、小型武器を含む全兵器の輸出入の禁止や、北朝鮮に出入りする全ての貨物の検査と禁輸品の積載が疑われる航空機の離着陸や上空通過禁止を加盟国に義務付けること、制裁違反に関与した疑いのある船舶の入港拒否を加盟国に義務付けることが含まれ、北朝鮮の銀行が支店を開設することを禁止し、核・ミサイル計画に関与する北朝鮮政府や朝鮮労働党の関連団体の資産凍結、制裁違反に関与した北朝鮮外交官の追放などを加盟国に義務付けている。加えて、北朝鮮の外貨獲得源となっている石炭・鉄・鉄鉱石・バナジウム・チタン・金・レアアースの輸出を禁止とする貿易制裁を実施し、北朝鮮と国外を往復する民間機向けを除く航空燃料の輸出を禁止した。中国税関は約1か月後の4月10日にその内容を国内向けに公告している。この2270は北朝鮮の外貨獲得手段を絶ち、核・ミサイル開発を封じる目的で貿易制裁措置を盛り込んでいたのだが、石炭・鉄・鉄鉱石の民生目的での輸出は除外するという一文があり、北朝鮮から中国への石炭と鉄鉱石輸出については、2015年よりもむしろ取引額が増加した。ただ中国はこの3品目以外は制裁に従って取引を中止し、制裁対象品目は取引がゼロになるか大幅に減少した。

北朝鮮に対する中国の制裁が本格化

北朝鮮への制裁に対し積極的姿勢を見せるようになった中国だが、まだ国連安保理決議2270ではかろうじて民生目的の取引に除外事項が設けられていた。だが北朝鮮は続けて2016年9月に5回目の核実験を実施する。これを受けて、国連安保理決議2321が11月30日に採択された。民生目的の取引を除外する項目を設けたことで、2270が骨抜き制裁となったことに対応してか、2321では2017年以降の北朝鮮による一年間の石炭輸出量を「4億87万18ドルもしくは750万トンまで」と具体的数値を定めて制限し各国に報告義務を設ける一方で²²、鉄・鉄鉱石については民生目的の取引が引き続き除外された。

また北朝鮮からの輸出禁止品として新たに「ニッケル、銅、銀、亜鉛」が追加指定される。北朝鮮から中国への2015年の石炭、銅、ニッケル、銀、亜鉛輸出額は10億ドルを超えていて、北朝鮮にとって外貨収益の大きな痛手となることが見込まれた。

その他に、貨物検査義務が鉄道および陸路で輸送される貨物も含むと明記されたのは、中朝貿易に対する制裁の厳格化を狙うものだった。北朝鮮に対する効果的な経済制裁を行うためには中国の協力が必須であるとは言ってもないが、安保理決議でこうした点をはっきりと盛り込むことに中国が同意したのは、中朝貿易を管理する意思を国際社会に示す大きな変化であった。中国税関はこの2321を国内で実施するため、12月23日に公告を出す。安保理決議採択から1か月未満での対応だった。

中国は2017年2月18日に、国連安保理決議2321が定めた上限額と量に達しないまま、年末まで北朝鮮から石炭の輸入を停止すると発表した²³。安保理決議を理由にあげたもの

の、貿易統計²⁴と国連安保理の制裁委員会に報告された数字²⁵のいずれでも、上限値に達していないため、これは中国政府による事実上の独自制裁を意味しているのかもしれない。

これに対して北朝鮮は強い不満を吐露した。2月23日に朝鮮中央通信は「汚らわしい処置、幼稚な計算法－周辺国が対外貿易遮断」という記事を配信して、中国の名指しは避けつつ以下のように論じた。

「折に触れて「友好的な隣国」と言う周辺国では「初期段階にすぎない核技術」だの、「朝鮮は一番大きな損失を被ることになるだろう」だの何のと言い、我々の今回の発射（筆者注：2月12日に行った準中距離弾道ミサイル＝北極星2型の発射実験を指す）の意義を削いでしまっている。

特に、法律的根拠もない国連「制裁決議」を口実にして人民の生活向上と関連する対外貿易も完全に塞ぎとめる非人道的な措置などもためらわずに講じている。

国連「制裁決議」が人民生活に影響を与えてはだめだと口癖のように唱えながらも、このような措置を講じるのは事実上、我が制度を崩壊させようとする敵たちの策動にほかならない」

北朝鮮が暗に中国を批判する事はこれまでもあり、2016年4月には中国が国連安保理決議2270に賛成したことを指して、「血で成し遂げた共同の獲得物である貴重な友誼関係もためらわずに投げ捨て」²⁶と、中国を明示するような形で不満を明らかにしていた。

ただ中国は、制裁強化の流れの中にあっても米国への牽制を忘れなかった。中国の国会に当たる全国人民代表大会（全人代）開催中の2017年3月8日、王毅外交部長が中国の外交関係と対外関係に関する国内外記者向け説明の場で「二つの一時停止」という提案をし、北朝鮮の核・ミサイル開発の停止と米韓合同軍事演習の停止を天秤にかけた²⁷。北朝鮮への制裁の実施と引き換えに、米国に対しては北朝鮮との緊張関係緩和と韓国へのTHAAD配備の中断などをめぐり迫っていく姿勢を見せたのである。

中国に対して高まる北朝鮮の反発

前述した通り、北朝鮮の核・ミサイル開発に対する制裁は強化されていき、2016年以降は貿易制裁措置も盛り込まれるようになった。中国もこうした北朝鮮向け制裁を確実に実行するようになってきたが、北朝鮮が強硬姿勢を改めたかというむしろその逆であり、中国に対する反発を表立って示すようになったのである。

北朝鮮は1967年1月26日付の朝鮮中央通信²⁸以来、実に51年ぶりに中国に対する名指しでの批判を行う。ただ今回は中国政府そのものに向けた批判であって、以前の「紅衛兵新聞・壁新聞・ピラ」など非公式な媒体への非難とは質が異なるものだった。2017年5月3日に朝鮮中央通信を通じて発表されたその内容は、『人民日報』と『環球時報』の論評を批判しつつ、かなり厳しい言葉使いで中朝関係が中国側の責任で棄損されたとする主旨の主張を以下のように展開している²⁹。

「朝中関係の主導権が自分らの手にあり、我々が中国との軍事的対立を望まないなら“長期間の孤立ともう一つの国家安保の道”の間から、中朝親善と核放棄のいずれか一つを選択せよという、極めて挑戦的な妄言もためらわなかった」

「朝中親善の伝統的關係は当時の各国の利益に合致していたためだと不遜にも罵倒する無知蒙昧な中国の一部の政治家と言論人たちは、口を動かすにしても歴史の本質を正しく理

解して動かすべきである」

「朝中関係の“レッドライン”を我々が越えたのではなく、中国が乱暴に踏みじり、ためらいなく越えて立っているのである」

「朝中親善がいかに大切だと言っても、命と同じような核と割り増しなしに交換してまで物乞いする我々ではないということをはっきりと知るべきである」

「南朝鮮には中国を狙うヒ首である“THAAD”が真夜中に奇襲配備され、実に“愚かな巨人”をあざ笑っている」

「中国は朝中関係の柱を切り倒す今日の無謀な妄動がもたらす重大な結果について深く充分に考えるのが良いであろう」

『環球時報』は2009年5月の2回目となる北朝鮮の核実験以来、その批判の先頭に立ってきたメディアである。同紙はこの北朝鮮からの批判に対しては、「朝鮮とは論戦せず、彼らが核支持をすることに妥協せず」という論評を掲載して³⁰、「平壤は核を中心とする問題について非理性的思考に陥っており、中国側は真っ向から相対する論戦をする必要はなく、我々は我々の立場を表明し、彼らは彼らのことを言うという考えを堅持する」と応じた。

筆者はちょうどこの批判が発表された日に、北朝鮮に滞在していたのであるが、同行していた朝鮮国際旅行社のガイドから「最近是中国のメディアが我が国の批判を書くようになってきたらしいですね」と話しかけられた。このガイドのように外国人と接する機会のある人はまだ恵まれていようが、外部社会の情報が厳しく統制されている北朝鮮の人々にとって、公式メディアの報道により友好国である中国までもが国際的な反北朝鮮の論調に乗っかっていると知らされた場合に、むしろ団結力を高めるのではないかと危惧した。

だがこのような批判が展開された直後であっても、筆者が訪問した新義州には変わらず中国人観光客（日帰り）の姿が多く見られた。そして彼らを受け入れるために鴨緑江河岸に近年建設されたレストランでは、「熱烈歡迎来朝鮮観光旅遊の各位嘉賓」という中国語看板が掲出され、中国語のカラオケも聞こえてきた。また観光で訪問した幼稚園で見学した園児たちの公演では、先生や子供たちによる中国語の挨拶や案内まで行われていたのである。中国に反発しつつも、国境の町では中国人観光客が落とす人民元の価値は小さくはないのであろう。

制裁は北朝鮮を翻意させる効果があるのか

北朝鮮は2017年7月に2回のICBM（火星14型）の発射実験を行い、これに対して国連安保理決議2371が8月5日に採択される。これにより取引数量規制が設けられていた石炭と、民生品取引が除外されていた鉄と鉄鉱石について北朝鮮からの輸出が全面的に禁止され、水産物の輸出も禁止とされた。偶然にも筆者はこの直後に北朝鮮の羅先を訪問していたのだが、現地では中国がいつこの制裁を国内向けに公告して実施するのかということに神経をとがらせていた。そして筆者の滞在中に、中国向けに税関を通過可能な期限がいつなのかを把握したようであった。

また安保理決議2371の水産物禁輸による制裁で一番損をするのは中国人たちだと彼らは語っていた。中国の吉林省は海に面していない内陸地域のため、隣接する北朝鮮を通じて海産物を多く輸入している。この貿易にはそれなりの利益も見込めるため、延辺朝鮮族自治州の琿春市では、北朝鮮の海産物貿易に手を出す個人事業の商人が多いのだという。こ

の場合、中国の商人たちはあらかじめ羅先（ロセン）の海産物加工施設や冷凍庫などに出資しており、禁輸措置が実行されるとこうした先行投資が回収できないままとなってしまう。しかし北朝鮮側は、売れなくなった海産物は国内市場に回せばよいだけなので、特に損はしないと語っていた。

中国人の投資した施設などは現地に残り活用されるため、確かに外貨は入ってこなくなっても直接困ることはないのかもしれないが、漁船の燃料にしても施設を維持する電力にしてもコストはただではない。外国から購入しなければならない資材のためには輸出で得られる外貨が必要である。中国人の方が損をするというのは彼らの強弁だとも思ったが、8月中旬に羅先からの海産物について中国側の圈河税関での受付が停止して、中朝国境の橋の上で身動きできなくなった貨物トラックの荷台で魚介類が腐乱。中国人の商人たちが、「中国の商人たちは通関がストップすることを知らなかったのであり、中国政府が損失を取り戻すよう手助けしてくれることを望む」、「苦勞して得た金は全部中国の橋の上にある、どうか中国税関の通行を許可してください」、「朝鮮を制裁する前提として、中国公民が損失を受けないよう保護すべきだ」といった横断幕を掲げて、税関の対応に抗議している様子が伝えられた³¹。なお、安保理決議2371は8月5日に採択されて、8月14日には中国税関が国内向けに公告しているので、中国政府が非常に短期間で対応したことが分かる。

この2371はそれまでの鉱物資源など大手国有企業などが出資する案件とは異なり、地方の零細商人が行う経済活動にまで影響が及ぶようになってきたという点で、一つの転換点となったように感じる。そして小口の取引が制裁の対象となってきたことで、取締り側もよりミクロな次元で貨物検査を実施していかなくてはならないというシステム上の問題が、地方税関などの末端でどう機能していくのか注意が必要だろう。

北朝鮮の繰り返される核実験とミサイル発射に対し、国連安保理決議による制裁は厳しさを増す一方だったが、北朝鮮は一向に強硬姿勢を転換するそぶりは見せなかった。そして2017年9月に6回目の核実験を実施する。

この核実験を受けて、9月12日に採択された国連安保理決議2375については、これまでとその趣が変わっている。これは北朝鮮の核・ミサイル開発に資する外貨獲得手段を絶つということ以上に、金正恩体制そのものに対する警告的意味合いが強い。当初案にあった原油の供給停止といった内容は修正されたが、石油製品（ガソリン、ディーゼル油等）の北朝鮮への輸出を年間200万バレル（27万トン）までに制限して輸出量についても報告義務を設けた³²。原油については、報告義務は明記されなかったものの前年取引量を制限値とした。北朝鮮の原油取引については、2013年までは中国が毎年平均52万トンを北朝鮮に輸出していたが、2014年以降は貿易統計には計上されなくなったため、中国から北朝鮮に原油が輸出されているかどうかを含めて分からない状態となっている。

2375ではこの他にも、北朝鮮からの繊維製品の輸入が禁止となり、委託加工貿易に大きく打撃を与えるものとなる。また北朝鮮との合弁企業を120日以内に閉鎖するという規定も盛り込まれ、中国などで行われるホテルやレストラン経営など、北朝鮮による海外での経済活動拠点が閉鎖される目算となった。

なお、中国税関はこれらの内容を10日後の9月22日に公告して、国内向けに実施を通知した。前月に採択された2371同様に非常に速い対応をみせたのである。

経済制裁については、ほぼやり尽くした感があったが、北朝鮮の姿勢に目に見える変化

をもたらすことは叶わなかった。そしてそれまで中国が強硬に反対していたとされる、北朝鮮の命綱である原油や、また燃料の制裁に踏み切った。だが、この後も北朝鮮はICBMの発射実験を実施するのである。

北朝鮮の一方的な「核武力完成」宣言

北朝鮮は2017年11月29日に「火星15型」と称するICBM発射実験を行い、「米本土全域を打撃できる超大型重量級核弾頭装着が可能なもう一つの新型大陸間弾道ロケット武器システムを保有することになった」とし、「国家核武力完成の歴史的偉業、ロケット強国偉業が実現した」と宣言した。

12月15日、国連安保理はこのICBM発射実験に対して決議2397を採択する。北朝鮮への石油製品の年間輸出上限を50万バレルとし、原油は年間400万バレルないし52万5千トンを上限とするとともに報告義務も加わった³³。さらに、北朝鮮からの食料及び農産品、機械類、電気機器、マグネサイト及びマグネシアを含む土石類、木材及び船舶の輸入が禁止され、北朝鮮への全ての工業機械類、輸送車両及び鉄、鉄鋼及びその他金属の輸出が禁止された。そして2年以内の北朝鮮海外労働者帰還が盛り込まれた。

この制裁は最終通告にも等しい強力な内容とも言える。北朝鮮は石油系のエネルギー資源を封じられ、また様々な工業製品の輸出ができなくなったし、労働者の海外派遣についても禁じられた。前述したように、2013年以来、北朝鮮への原油輸出の有無について中国税関から公表されなくなっていたが、2397は事実上中国が2013年以前と同等量の原油を北朝鮮に輸出していることを認めた形である。つまり中国はこの決議の採択に当たって、中朝の社会主義国間の友好関係の象徴である原油の供給についても、安保理制裁の俎上に載せるという決断をしたのだ。2014年以来、中朝2か国間の秘密であった事実を明らかにし、今回は現状維持のままだが、この次は原油供給量の削減に踏み込むことを北朝鮮に対し示唆するものだったのではないか。

だがこうした制裁も、結局は北朝鮮にとっては「核武力完成」段階で突き付けられたものであり、遅きに失した感がある。すなわち、この後で北朝鮮が強硬姿勢を改めたとしても、それは制裁の効果というよりは米国を攻撃できる能力を有した核保有国になったという自信の元に、体制保全のための外交攻勢に転じただけなのかもしれないからだ。

今後の展望

北朝鮮の核開発の決意は非常に強いものであったことは明らかである。少なくとも5回目と6回目の核実験により、制裁が強化されるのは確実な情勢であったのに、これを強行した。また、2016年より北朝鮮の対外貿易に狙いを絞った経済制裁が厳しくなる中でも、北朝鮮はミサイル技術向上のため高頻度で発射実験を繰り返した。短期的には制裁強化による経済的ダメージは織り込み済みで耐える覚悟があり、持ちこたえられる内に核戦力の実践化段階に到達することを目標として技術面での向上を計画していたのではないか。核というのは目的でなく手段だから、要は北朝鮮の敵対する相手が取引きに応じざるを得ないだけの脅威と見てもらえればよい。その段階に達したところで一気に軍事強硬姿勢を一変して、2018年始以来、対話攻勢を展開することになる。結論を言えば、北朝鮮は制裁に耐え抜いて自ら姿勢を転換したということになるのだろう。

国連安保理の制裁は段階を踏んで実施する主旨のものであったため、北朝鮮を決定的に追い詰めることができず、彼らの目標上の「核武力完成」を許してしまった。もちろん計6回の核実験により得られた成果と、火星15型の技術水準などが本当に北朝鮮が米国を攻撃できる核兵器として完成したと言ってよいかは議論の余地があろう。しかしながら、彼らの描いたタイムテーブルに合わせて、その後の現実が進行し始めたことは間違いのないのではないか。

一連の安保理決議に基づく経済制裁については、北朝鮮に対してはほぼ中国1国だけが実質的に影響力を持つ状態であったため、その実施に当たっては中国の意向によらざるを得なかった。おまけに国連安保理の常任理事国でもある中国は、制裁決議の内容について口を挟める立場にあった。このような状態で日本政府がとることができる方策は少ない。わが国の安全保障にまつわる問題である北朝鮮の核・ミサイルについて、日本が主導的にコミットするのが困難であるというのは心もとない。2017年の北朝鮮の核問題をめぐる展開は、わが国の主体的な戦略でもって、地域秩序を安定させる道の手を組んでいくためにはどうするのかという課題を突き付けられているように考える。繰り返しになるが制裁にだけ傾注するとあまりに中国頼りの側面が強くなってしまうため、対北朝鮮政策の転換も含めて考慮の余地があるのではないか。

— 注 —

- 1 「尹卓：我不同意中日必有一戰」『香港文匯網』2013年3月9日 <<http://news.wenweipo.com/2013/03/09/IN1303090059.htm>>
- 2 劉金質、潘京初、潘榮英、李錫遇編『中国与朝鮮半島国家關係文献資料匯編 <1991-2006> 上』世界知識出版社、2006年、37頁。
- 3 楊軍、王秋彬『中国与朝鮮半島關係史論』社会科学文献出版社、2006年、262頁。
- 4 『北朝鮮政策動向』1990年第12号(168)、ラヂオプレス、A10。
- 5 劉金質、潘京初、潘榮英、李錫遇編『中国与朝鮮半島国家關係文献資料匯編 <1991-2006> 上』(前掲)196頁には、5月22日の夜に調印されたという新華社電を報じる5月23日付の人民日報記事が掲載されている。ただし、沈志華、朱建榮訳『最後の「天朝」下』岩波書店、2016年、原注等83頁では5月21日となっている。
- 6 大江志伸「中国の台頭と朝鮮半島情勢の地殻変動」RIETI Discussion Paper Series 11-J-006 (2011年1月)、5-6頁。
- 7 楊昭全、孫艷姝『当代中朝中韓關係史 下卷』吉林出版集團、2013年、796頁。ただし同書は、張蘊嶺、孫士海主編『亞太地區發展報告』社会科学文献出版社、2007年からの引用。
- 8 国連安保理決議文については外務省の日本語訳を参照した。以下、同様である。
- 9 『中国FAX ニュース』ラヂオプレス、2006年10月16日号。
- 10 『中国FAX ニュース』ラヂオプレス、2009年6月15日号。
- 11 「時事通信」2009年6月9日。
- 12 「時事通信」、2009年12月3日。
- 13 『中国FAX ニュース』ラヂオプレス、2010年10月19日号。遼寧省人民政府のサイトが10月18日に伝えた。
- 14 『人民日報』2010年5月8日。
- 15 『東京新聞』2010年8月13日。
- 16 『東京新聞』2010年10月28日。
- 17 「2012年4月19日外交部發言人劉為民舉行例行記者會」中国外交部、2012年4月19日。<<http://www.mfa.gov.cn/chn/gxh/mtb/fyrbt/jzhs/t924474.htm>> [リンク切れ]、「2012年4月20日外交部發言人劉為民

- 挙行例行記者會」中国外交部、2012年4月20日 <<http://www.mfa.gov.cn/chn/gxh/mtb/fyrbt/jzhsl/t924774.htm>> [リンク切れ]
- 18 “*Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2050 (2012)*” (S/2013/337) 2013年6月11日。<http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s_2013_337.pdf>
- 19 『朝日新聞』2013年5月10日。
- 20 「商務部 工業和信息化部 海関総署 国家原子能機構公告 2013年第59号 關於禁止向朝鮮出口的兩用物項和技術清單公告」中国商務部、2013年9月23日。<<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201309/20130900317772.shtml>>
- 21 鴨下ひろみ「北朝鮮6カ国協議再開に軸足－硬軟両様で駆け引き」『東亜』557号、霞山会、2013年11月号、70－71頁。他にも国連安保理決議の制裁対象企業が出展していたという。
- 22 United Nations Subsidiary Organs Security Council 1718 Sanctions Committee (DPRK)。<<https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/procurement-of-dprk-coal-by-member-states>>
- 23 「商務部 海関総署公告 2017年第12号」中国商務部、2017年2月18日。<<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201702/20170202518342.shtml>>
- 24 GTAの統計データでは、その後、8月と9月にのみ取引が行われている。最終的に2017年の北朝鮮から中国への石炭輸出は、4億85万676ドルと制裁で定められた金額の範囲内となったが、8月の安保理決議2371で全面禁輸となる直前に突然取引額が計上されるなど少し不自然である。
- 25 United Nations Subsidiary Organs Security Council 1718 Sanctions Committee (DPRK)。<<https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/procurement-of-dprk-coal-by-member-states>>
- 26 『労働新聞』2016年4月1日。
- 27 「外交部長王毅就中国外交政策和対外關係回答中外記者提問」中国外交部、2017年3月8日。<<http://www.fmprc.gov.cn/web/wjzbzd/t1444195.shtml>>
- 28 『労働新聞』1967年1月27日付。
- 29 党機関紙である『労働新聞』2017年5月4日の紙面にも全文掲載された。
- 30 『環球時報』2017年5月4日。
- 31 ネット上で写真が掲載されている。<https://mp.weixin.qq.com/s/7xjlTLQ7_7NwUfFKo_LHBA>
- 32 国連安保理のウェブサイト参照。<<https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/supply-sale-or-transfer-of-all-refined-petroleum>>
- 33 52万5千トンというのは、2013年まで明らかになっていた中国の原油輸出量とほぼ一致するため、中国からパイプラインで送られていると推定される分は除外されるという意味だろう。なお決議採択から90日ごとに国連安保理の制裁委員会に報告するとされた原油輸出量については、2018年6月現在も国連安保理のウェブサイト上で公開されていない。